三　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為のうち、土地の区画形質の変更を行う場合にあっては、第一号イ及びロに掲げる図面

四　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物の建築、工作物（建築物を除く。以下この条において同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ～ハ　（略）

五　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為のうち、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積を行う場合にあっては、当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の堆積を行う物件の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

六　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物の形態又は意匠の変更を行う場合にあっては、第四号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

七　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為のうち、木竹の伐採を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ・ロ　（略）

八　（略）

第三条　法第十七条の十八第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（令第十七条第三号の国土交通省令で定めるもの）

第四条　地域再生法施行令（以下「令」という。）第十七条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一　（略）

二　地域再生土地利用計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更（令第十八条第二号ロに掲げる建築物等に係るものを除く。）

三　（略）

（物件の堆積の高さ）

第五条　令第十八条第二号ハの国土交通省令で定める高さは、一・五メートルとする。

（変更の届出）

第六条　法第十七条の十八第三項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第二項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第七条　法第十七条の十八第三項の規定による届出は、別記様式第四による変更届出書を提出して行うものとする。

2　（略）

三　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、土地の区画形質の変更を行う場合にあっては、第一号イ及びロに掲げる図面

四　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物の建築、工作物（建築物を除く。以下この条において同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ～ハ　（略）

五　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積を行う場合にあっては、当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の堆積を行う物件の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

六　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物の形態又は意匠の変更を行う場合にあっては、第四号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

七　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、木竹の伐採を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ・ロ　（略）

八　（略）

第三条　法第十七条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（令第十一条第三号の国土交通省令で定めるもの）

第四条　地域再生法施行令（以下「令」という。）第十一条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一　（略）

二　地域再生土地利用計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更（令第十二条第二号ロに掲げる建築物等に係るものを除く。）

三　（略）

（物件の堆積の高さ）

第五条　令第十二条第二号ハの国土交通省令で定める高さは、一・五メートルとする。

（変更の届出）

第六条　法第十七条の八第三項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第二項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第七条　法第十七条の八第三項の規定による届出は、別記様式第四による変更届出書を提出して行うものとする。

2　（略）